

令和 6 年度 第 2 回全国健康保険協会沖縄支部評議会議事概要

開 催 日 時	令和 6 年 10 月 28 日 月曜日 14 : 00～16 : 00
会 場	沖縄県市町村自治会館
出 席 評 議 員	大木評議員、喜屋武評議員、幸喜評議員、米須評議員、島田評議員、下地評議員、名城評議員（五十音順）
議 題	【審議事項】 (1) 令和 7 年度平均保険料率について (2) 令和 7 年度事業計画・保険者機能強化予算の策定にかかる現状評価及び重点施策について 【報告事項】 (1) うちなー健康経営宣言について
議 事 概 要 (主な意見等)	<審議事項> 【事務局】 <u>(1) 令和 7 年度平均保険料率について</u> (資料 1) に基づき説明。 【事業主代表】 準備金残高は、どの程度が理想的なのか目標とする数値等があるのか。 【事務局】 協会として、どの程度準備金残高があれば良いという数値は示していない。今後の医療給付費と賃金の伸び率、拠出金等の状況を見ながら、協会けんぽの財政については中長期的な視点で見ていきたいとの方針である。 【事業主代表】 中長期的なシミュレーションを見ても厳しい状況にあると感じているが、保険料率 10%を維持することとなった場合、(これ以上料率を上げないようにするために) どのような手立てがあるのか具体的な方策があればお示しいただきたい。 【事務局】

「保健事業の一層の推進」として施策を計画している。また、ジェネリック医薬品の使用促進や多剤投薬、診療時間外受診の課題等について、医療費適正化の面から上手な医療のかかり方についてご理解をいただけるよう広報により周知を図っている。

最も重要なことは、事業主や加入者と協力しながら保健事業をより一層推進していくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができ、その結果、医療費が増えないようになることだと考えている。「保健事業の一層の推進」の具体的な取り組みについては、後ほどご説明させていただく。

【被保険者代表】

長期にわたり平均保険料率 10%を超えないようにすることについては賛成であるが、法定以上に積みあがっている準備金残高の性格（位置付け）を明確にしていきたい。短期的な医療給付費の急増に対する不測の事態に備える準備金と、中長期の財政安定化のための準備金を区別することを検討していただきたい。

また、どの程度準備金残高があれば保険料率を柔軟に設定できるのか、中長期的に安定した運営が可能なのか、判断基準を（設けることを）検討していただくよう要望する。

【事務局】

支部評議会からのご意見として本部へ報告させていただく。なお、協会けんぽの法定準備金については、保険給付費や拠出金等の費用に充てることを想定しているが、その他に一時的、突発的な医療費の変動リスクに備えて、保険給付費相当額の 1 か月分を積み立てることが健康保険法施行令第 46 条 1 項に規定されている。そのため、現状では準備金を区別して取り扱うことはできない。

準備金残高がどの程度あればよいのか、上限や目安を示すことは難しい。

【学識経験者】

平均保険料率の現状・課題に「短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること」とあり、その項に 2023 年度平均標準報酬月額 304,077 円と記載がある。一方、収支見通しの前提となる平均標準報酬月額の推移の項では、2023 年度平均標準報酬月額 304,484 円と記載されているが、両者の数値の違いは何か。また、平均標準報酬月額の伸び率の数値は制度改正の影響を除いたものと記載があるがそのとおりか。

【事務局】

決算の数値を算出するために使用している期間と収支見通しを算出するために使用している期間が違うため、捉えている期間に 1 か月ズレがある。

決算の数値を算出するために使用している期間（短時間労働者等への被用者保険適用拡大の項）は、2023 年 3 月～2024 年 2 月を対象としている。一方、収支見通しを算出するために使用している期間（平均標準報酬月額の推移の項）は、医療費や人口動態データ等の他の数値との整合性をとるため、2023 年 4 月～2024 年 3 月を対象としている。

また、平均標準報酬月額の伸び率の数値は、制度改正の影響が除かれたものであり、お見込みのと

おり。

【学識経験者】

単年度収支差と準備金残高等の推移のなかで、国庫補助率が 1992 年度に引き下げられ、その後、2010 年度に 16.4%に再び戻った経緯が見られるが、今後、国庫補助率が再び引き下げられる懸念があるのか。また、国庫補助率の上限は法的に定められているのか。
加えて、平均保険料率 10%を維持する方針とのことだが、今後、場合によっては 10%を超える可能性もあるのか。

【事務局】

過去の経緯から見た場合、保険料率を引き下げた場合、財務当局から財政状況が良好であると判断され、国庫補助率の引き下げにつながるおそれがあると考えている。なお、国庫補助率の上限は 20%と定められており、協会では国庫補助率を上限まで引き上げるよう国に要望している。
また、10%を超える可能性については、協会として 10%を維持できるよう中長期的な視点で考えているところである。

【学識経験者】

逆の見方をすると、国庫補助率が下げられないようにするためには、平均保険料率 10%を切ることが難しくなるということか。保険料率を引き下げると、1992 年度の経緯から国庫補助率の引き下げにつながる懸念があるということか。

【事務局】

ご指摘のとおり、過去の経緯から国庫補助率の引き下げにつながる可能性があると考える。

【事業主代表】

平均保険料率の考え方について、過去の実績に応じて保険料を上下させるような規定があるのか。
(民間の) 保険では、過去のトレンドを見て料率を上下させるような仕組みがあるが、協会の場合はどうか。

【事務局】

平均保険料率を上下させるような基準は持ち合わせていないが、上下してきた経緯はある。平均保険料率については、賃金や医療費の伸び、拠出金の状況、社会情勢等を見ながら 5 年～10 年の収支見通しを立てている状況。都道府県単位の保険料率については、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を定めていくことになる。

【事業主代表】

明確に判断基準がないとすると、大きな判断材料となるのは準備金残高になるのか。

【事務局】

準備金残高や単年度収支は判断材料の要素としては大きいと考えるが、賃金や医療費の伸び、拠出金の状況、社会情勢等を見ながら 5 年、10 年の中長期的な収支見通しを立てながら判断していくものと考えている。

【学識経験者】

保険料率の変更時期について、例年は 4 月納付分（3 月分）から変更と把握しているところだが、過去には 5 月納付分（4 月分）から変更となった年もあったと記憶している。先般の衆議院選挙の結果を踏まえ、政府予算案の閣議決定が越年する等、保険料率の変更時期に影響する内容について、現時点で把握している情報があるか。

【事務局】

現時点で、政府予算案の閣議決定が越年する見通し等の情報は入っていない。

【被保険者代表】

平均保険料率の現状・課題に「短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること」とあるが、これまで被扶養者であった方が、適用拡大により被保険者となることで保険料負担が生じ、保険料収入は増加すると考えられる。

被用者保険適用拡大により財政負担が生じるとの考え方は、保険料収入の増加よりも給付費の支出が大きくなると計算しているのか。

【事務局】

短時間労働者等への被用者保険適用拡大により、協会けんぽの被扶養者だけでなく、他の医療保険で被扶養者であった方が協会けんぽの被保険者として加入することも見込まれるため、加入者の増加による賃金や医療費の影響を勘案すると全体的にはマイナスに働く要因が大きいのではないかと想定している。

<審議事項>

【事務局】

(2) 令和 7 年度事業計画・保険者機能強化予算の策定にかかる現状評価及び重点施策について

（資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3）に基づき説明。

【事業主代表】

以前、禁煙サポート事業で使用する禁煙パッチが不足していると伺っているか、現在は手に入る状況になっているのか。

【事務局】

禁煙サポート事業を行ったことにより、一時的に県内の禁煙パッチが在庫切れとなった状況があったが、メーカーも状況を把握しているようで県内に多めに在庫を置いており、在庫不足は解消されている。

【事業主代表】

喫煙者の多い業種を把握されているようなので、そこに重点的に取り組むことでさらに健康サポートを行えるのではないかと考える。

【被保険者代表】

被扶養者の受診率向上のために、対象のご家族の方に事業主と支部長の連名で受診勧奨を行っているとのことだが、事業所を通さずに直接個人あてに案内を発送しているとの理解でよいか。

【事務局】

同意をいただいた事業所に関して、協会から個人あてに受診勧奨文書を直接発送している。

【被保険者代表】

保健事業の一層の推進に関する取り組みのなかで、令和 8 年度に人間ドックに対する補助の実施を行うとある。現在は、生活習慣病予防健診を 5,000 円程度で受けることができるが、それ以上かかったオプション費用に対して補助を行うということか。

【事務局】

具体的な内容は示されていないが、一定の項目を網羅した人間ドックに対して、25,000 円の定額補助が行われることになっているようである。

<報告事項>

【事務局】

(1) うちな一健康経営宣言について

(資料 3-1、資料 3-2) に基づき説明。

【事業主代表】

禁煙サポート事業の申込者数が 150 名となっているが、対応は可能か。

【事務局】

現在、禁煙パッチを 2 箱無料で提供しているが、なかには 1 箱で禁煙に成功する方と失敗する方が

機密性 2

出てくるため、それを見込んだ数量で提供数を管理している。そのうえで、さらに 10～20 箱の追加が必要になると想定されるため、沖縄県保健医療福祉事業団に予算措置を依頼しているところである。ニュースレターを見た方からの申し込み希望も増えているところだが、さらに 30 名程度は受け入れ可能と考えている。

特 記 事 項
・ 次回は令和 7 年 1 月を予定